

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日が休日は、
翌日)
(当該日が休日は、
翌日)

鳥取県告示第三百三十六号
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第四項の
規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の報告があつたので、
同条第五項の規定により告示する。

昭和六十二年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◇告示

次

◇告示

次

家畜伝染病の発生(畜産課)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(農村整備課)

土地改良事業の工事の完了(〃)

保安林の指定の解除予定(造林課)

基本測量の実施(管理課)

土地収用法による土地の立入り(〃)

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(三件)(〃)

開発行為に関する工事の完了(〃)

鳥取県指定天然記念物の指定(文化課)

病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生年月日	発生場所	飼養場所
豚丹毒	豚			昭和六十二年四月四日	西伯郡名和町大字小竹一丁目	境港市小篠津町
	患畜	一				
				四〇九一		

鳥取県告示第三百三十七号

溝口町が行う土地改良事業(団体営かんがい排水事業金屋谷地区農業用排水)に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

			一 縦覧に供する書類
			土地改良事業変更計画書及び条例の写し
			二 縦覧に供する期間
			昭和六十二年四月十五日から二十二日間
			三 縦覧に供する場所
			溝口町役場
			四 異議の申出
			利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
			鳥取県告示第三百三十八号
			土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、次の土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。
			昭和六十二年四月十四日
			鳥取県知事 西 尾 邑 次
			土地 改 良 事 業 の 名 称
倉吉市	團体営土地改良総合整備事業（地域改善）中田柳谷地区農業用排水	工事完了年月日	昭和六十二年三月二十一日
" "	中河原地区暗きよ排水	次	" "
" "	客土	年月日	" "
			鳥取県告示第三百三十九号
			次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
			昭和六十二年四月十四日
			鳥取県知事 西 尾 邑 次
			一 解除予定に係る保安林の所在場所
			日野郡溝口町上野字日垣谷一一五の四三、一一五の五〇、一一五の五一、一一五の五三、一一五の五四、一一五の五七
			二 保安林として指定された目的
			土砂の流出の防備
			三 解除の理由
			道路用地とするため
			鳥取県告示第三百四十号
			測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定に基づく
			農道整備
			農業用排水
			" "
			福米地区
			" "
			" "
			" "
			" "

き、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）

二 作業期間 昭和六十二年五月一日から同年十二月二十五日まで

三 作業地域 倉吉市、日野郡日南町、気高郡鹿野町及び青谷町並びに東

伯郡羽合町、泊村、東郷町、三朝町、閼金町、北条町及び大

栄町

鳥取県告示第三百四十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第二項の規定に基づき、次とのおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二 事業の種類

特別高圧送電線 新幡郷連絡線ルート変更工事
黒坂線鉄塔建替工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

西伯郡岸本町大字小町、大字金廻及び大字坂長地内

四 立ち入ろうとする期間 昭和六十二年四月十四日から同年六月三十日まで

鳥取県告示第三百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、岩美町から岩美都市計画駐車場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十二年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一條第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

一起業者の名称
中国電力株式会社

昭和六十二年四月十四日

鳥取県告示第三百四十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画ごみ処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十二年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十二年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第三十条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天然記念物の指定をする。

5 昭和62年4月14日 火曜日

鳥 取 県 公 報

第5855号

昭和六十二年四月十四日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

名 称	所 在 地
ナウマンゾウ牙 萩沖日本海底産	鳥取市東町二丁目一二四 鳥取県立博物館